

議第 62 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するもの。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第23条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の6第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。 5 (略) 第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該	(期末手当) 第23条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条の6第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。 5 (略) 第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該

改正後	改正前
各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （１）（略） （２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第４項の規定により失職した職員 （３）基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （４）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （勤勉手当） 第23条の６ 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和	各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （１）（略） （２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第４項の規定により失職した職員（<u>法第16条第１号に該当して失職した職員を除く。</u>） （３）基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮<u>（こ）</u>以上の刑に処せられたもの （４）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮<u>（こ）</u>以上の刑に処せられたもの （勤勉手当） 第23条の６ 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮<u>（こ）</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和

改 正 後	改 正 前
23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～5 (略) (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) (略) 6～8 (略) 第23条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	和23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～5 (略) (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合 (2)～(3) (略) 6～8 (略) 第23条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正 後	改 正 前
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) (休職者の給与) 第25条 (略) 2～5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に</u>規定する期間内で第23条の4第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>それぞれ第2項又は第3項の例による額の</u>期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 7 (略)	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) (休職者の給与) 第25条 (略) 2～5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>当該各項に</u>規定する期間内で第23条の4第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>当該各項の例による額の</u>期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 7 (略)

(下呂市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の支給) 第3条 (略)	(旅費の支給) 第3条 (略)

改正後	改正前
2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1)～(7) (略) 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 (略) 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により施行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、	2 職員、<u>その配偶者</u>又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1)～(7) (略) 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった<u>場合には</u>、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 (略) 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）が、その出発前に次条第3項の規定により施行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失し

改 正 後	改 正 前
概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。	た旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 3 条 下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成16年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（失職事由の特例） 第 5 条 任命権者は、法第16条第 1 号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものについては、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、その者の罪が業務上の過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとすることができる。 2 （略）	（失職事由の特例） 第 5 条 任命権者は、法第16条第 2 号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものについては、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、その者の罪が業務上の過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとするすることができる。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削られたことに伴い、関係箇所を改正すると共に、引用した法律の号番号や語句の整理を行います。

（第 1 条による改正規定中第 23 条の 4、第 23 条の 5、第 23 条の 7、第 25 条、第 2 条の改正規定中第 3 条及び第 3 条の改正規定中第 5 条関係）

（2） 「禁錮（こ）」の「錮」が常用漢字となっているため、表記を改正します。

（第 1 条の改正規定中第 23 条の 5 及び第 23 条の 6 関係）

（3） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）